

○大和市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則

平成19年8月24日規則第63号

改正

平成27年3月31日規則第34号

平成29年3月30日規則第29号

令和6年3月4日規則第7号

大和市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則

大和市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則（平成15年大和市規則第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の施行については、法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）その他法令に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

（計画の変更）

第2条 法第18条第1項の規定による計画の変更の認定（以下「変更認定」という。）を受けようとする者は、変更認定申請書に、当該変更の部分に係る変更前及び変更後の省令第8条に規定する図書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、変更認定をしたときは、変更認定通知書により申請者に通知するものとする。

（特別特定建築物に関する報告）

第3条 法第14条第1項の政令で定める規模以上の特別特定建築物の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）若しくは維持保全をする建築主等において、法第53条第3項の規定により報告を求められた者は、特別特定建築物に関する報告書に別に定める書類及び図面を添付して市長に報告しなければならない。

（特定建築物に関する報告）

第4条 法第35条第1項の規定に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等が、法第53条第3項の規定により報告を求められた場合は、特定建築物に関する報告書に別に定める書類及び図面を添付して市長に報告しなければならない。

（認定特定建築物に関する報告）

第5条 法第53条第4項の規定により報告を求められた認定建築主等は、認定を受けた建築物（以下「認定特定建築物」という。）に関する報告書に別に定める書類及び図面を添付して市長に報告しなければならない。

（申請の取下げ）

第6条 認定の申請をした者は、市長が当該申請の認定を行う前に当該申請を取り下げようとするときは、取下届により市長に届け出るものとする。

（認定建築物の事業の取りやめ）

第7条 認定建築主等は、認定特定建築物の事業を取りやめたときは、取りやめ届に省令第10条第2項に規定する通知書（変更の認定を受けた者にあつては、省令第10条第2項に規定する認定通知書及び第2条第2項の変更認定通知書）（次条において「認定を証する書類」という。）を添えて市長に届け出るものとする。

（名義変更）

第8条 認定建築主等は、認定特定建築物の工事完了前に申請者を変更しようとするときは、名義変更届に認定を証する書類を添えて市長に届け出るものとする。

(計画の軽微な変更)

第9条 認定建築主等は、認定特定建築物の工事完了前に省令第11条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届に認定を証する書類を添えて市長に届け出るものとする。

(工事完了報告)

第10条 認定建築主等は、認定特定建築物の工事が完了したときは速やかに工事完了報告書により市長に報告するものとする。

(既存の特定建築物の特例)

第11条 法第23条第1項の規定による認定を受けようとする者は、既存特定建築物の特例認定申請書に、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の表1(イ)の項、(ロ)の項及び(ハ)の項に掲げる図書(同表(イ)の項に掲げるし尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図を除く。)並びに同条第8項の表の昇降機の項に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について認定をしたときは、既存特定建築物の特例認定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(建築確認申請書の提出部数等)

第12条 認定建築主等が法第17条第4項の規定により提出する建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認の申請書の部数は、正本1部及び副本2部とし、省令第8条に規定する申請書の写しを正本に添付するものとする。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書面を正本に添付するものとする。

(1) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定を要する建築物に該当する場合 同法第6条の3第7項又は第18条第11項の適合判定通知書の写し

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項又は第12条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を要する建築物に該当する場合 同法第11条第6項又は第12条第7項の適合性判定通知書の写し

(様式)

第13条 この細則の規定により使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている変更認定に係る申請書及び法第23条第1項の規定による認定に係る申請書は、この規則の相当規定により提出された申請書とみなす。

別表

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	変更認定申請書	第2条

第2号様式	変更認定通知書	第2条
第3号様式	特別特定建築物に関する報告書	第3条
第4号様式	特定建築物に関する報告書	第4条
第5号様式	認定特定建築物に関する報告書	第5条
第6号様式	取下届	第6条
第7号様式	取りやめ届	第7条
第8号様式	名義変更届	第8条
第9号様式	軽微な変更届	第9条
第10号様式	工事完了報告書	第10条
第11号様式	既存特定建築物の特例認定申請書	第11条
第12号様式	既存特定建築物の特例認定通知書	第11条